

令和3年度包括外部監査の結果および意見に対するその後の措置状況について

1. 監査テーマ：教育に関する財務事務（主に学校教育に係るもの）の執行について

2. 監査結果の概要

監査対象項目		指摘事項	意見	項目計
教育委員会 事務局	教育総務課	2件	12件	14件
	教職員課	3件	8件	11件
	高校教育課	—	1件	1件
	幼小中教育課	—	2件	2件
	特別支援教育課	—	2件	2件
	保健体育課	2件	2件	4件
	総合教育センター	—	3件	3件
	県立学校全般（全校的な対応を事務局に求めるもの）	4件	7件	11件
	小計	11件	37件	48件
県立学校 （抽出監査）	守山中学校・高等学校	11件	2件	13件
	彦根翔西館高等学校	11件	6件	17件
	瀬田工業高等学校	11件	3件	14件
	草津東高等学校	9件	4件	13件
	安曇川高等学校	8件	7件	15件
	野洲養護学校	5件	3件	8件
	小計	55件	25件	80件
合計	66件	62件	128件	

●監査結果（指摘事項）およびその後の措置状況

1) 教育委員会事務局

項目	監査結果（指摘事項）およびその後の措置状況
教育総務課	<p>➤ ICT 施策を組織的、計画的に進める必要性（指摘事項）（資料3-2の6頁）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・組織的、計画的に ICT 施策を推進していくにあたり、ハード面での整備を進めている一方、ソフト面での計画はなく、教育 ICT 化推進室の機能も限定的である。 ⇒組織的、計画的に事業を推進していくことが必要である。 <p style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> 学校教育の情報化を総合的かつ計画的に推進するため、「滋賀県学校教育情報化推進計画」を策定するとともに、教育委員会として一体的に施策を推進するため、高校教育課、幼小中教育課、特別支援教育課、総合教育センターに教育 ICT 化推進室との兼務職員を配置し、定期的に会議を開催するなど、事務局内の連携体制を強化した。 </p>

項目	監査結果（指摘事項）およびその後の措置状況
	<p>➤ 滞納債権の回収について（指摘事項）（資料 3-2 の 9 頁）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・奨学貸付金の滞納額は年々増加傾向にあり、滞納率も 40%から 50%を推移しており、改善の傾向がみられず滞納者との接触頻度も少ない。 ⇒滞納率を低減するためのあらゆる努力が必要である。 <p>滞納された奨学資金貸付金については、簡易書留による一括請求や従来の電話催告に加えて、新たに訪問催告を実施しているほか、外部の債権回収会社の活用も見据えながら、財政課債権回収特別対策室との共同管理も行うなど、債権回収に向けた取組を進めている。</p> <p>また、返済者の利便性を向上させ、滞納の縮減を図るべく、令和 5 年度にコンビニ収納に対応するための奨学資金システムの改修を予定している。</p>
教職員課	<p>➤ 早期退職募集制度のあり方（指摘事項）（資料 3-2 の 12 頁）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・早期退職募集制度により目指すべき具体的な年齢構成を持たないまま、恒常的に実施されていた。 ⇒恒常的に每期実施する施策ではない。多額の割増金額の退職金が支払われていることを考慮すると、目的を達成するまでの期間限定で実施すべきであるため、早期退職募集制度のあり方について、経済性も十分に考慮し、検討されたい。 <p>当外部監査の結果および教職員の確保が困難な現状を踏まえ、早期退職募集制度の休止について職員団体との交渉を行い、令和 5 年度以降は当分の間休止することとした。</p> <p>➤ 教職員健康診断等業務委託における競争性の確保（指摘事項）（資料 3-2 の 18 頁）</p> <p>➤ 予定価格の決定方法について（指摘事項）（資料 3-2 の 18 頁）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成 26 年度以降、同一の 1 者のみ応札しており、競争性確保の点からは問題がある。また、予定価格の決定が落札者以外の市場単価の水準が反映されていない。 ⇒競争性を確保し、経費削減につながる発注方法を検討すべきである。また、複数見積の徴取、インターネットなどを活用した市場価格の調査を行う必要がある。 <p>令和 4 年度は、定期健康診断、胃検診、雇入れ時健康診断の 3 つに分割する方式で入札を行った。今後も競争性を確保することにより、経費節減効果を検証していきたい。</p> <p>また、保健体育課と情報を共有し、複数業者から徴取した見積りを参考にするなど、落札業者以外の市場単価の水準を反映し、適切な予定価格を決定することとした。</p>
保健体育課	<p>➤ 県立学校児童生徒定期健康診断委託事業における予定価格の決定方法（指摘事項）（資料 3-2 の 23 頁）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保健体育課が入手している他の市町村との契約実績について予定価格の決定には反映されていない。 ⇒教職員課をはじめできる限り広く情報収集をした上で適正に予定価格の決定を行われたい。 <p>他の自治体や関連業者等からできる限り情報収集をしたうえで、教職員課と情報共有を行って、収集した情報をもとに予定価格の決定をした。</p>

項目	監査結果（指摘事項）およびその後の措置状況
	<p>➤ 地域ブロック間での予定価格の相違（指摘事項）（資料 3-2 の 24 頁）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・心電図は県内を 5 つのブロックに分けて各々予定価格を決めているが、1 つのブックだけ他の 4 ブロックと異なる価格となっていることに明確な理由がない。 ⇒予定価格設定の根拠となる積算をする際には、さらに精緻な積算となるよう情報収集等に努める必要がある。 <p>令和 4 年度は、5 つのブロックを再整理するとともに、予定価格の積算にあたっては、多くの業者からの参考見積の徴取や県内市町の契約実績等の情報収集に努めた。</p>

2) 県立学校

項目	監査結果（指摘事項）およびその後の措置状況
学校徴収金 会計	<p>○全般</p> <p>➤ 規程類の周知徹底（指摘事項）（資料 3-2 の 28 頁）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県立学校の教職員が学校徴収金に関する規程類の存在を認識していなかった事例が散見された。 ⇒教育委員会事務局は規程類について、整備・通知だけではなく研修の実施など、教職員に対して周知徹底できる施策を検討することが必要である。 <p>各学校に対して、学校徴収金の適切な取扱いに係る通知を発出するとともに、年度当初に開催する校長や事務長を対象とした会議等において、規程類の周知とともに、教職員に対する校内研修の実施の徹底を図っている。</p> <p>➤ 事務の正確性・効率性のための規程類の整備における正確性の検討（指摘事項）（資料 3-2 の 28 頁）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・要領やガイドライン等の規程類の記載内容だけでは県立学校の会計担当者が学校徴収金会計の業務手順を正確に把握できない事例が見受けられた。 ⇒意図とした手順等と異なる記載内容を改める必要がある。 <p>監査指摘を踏まえ、現行規程類を改正し、業務手順などの取扱いを明確化した。</p> <p>➤ 教育委員会事務局による学校徴収金会計の積極的な把握（指摘事項）（資料 3-2 の 29 頁）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教育委員会事務局は県立学校の学校徴収金について、種類や金額、実際の管理状況などの実態を把握していなかった。 ⇒県立学校の学校徴収金の管理状況を積極的に把握し、牽制効果を働かせることで、県立学校の学校徴収金に関するずさんな管理を是正することが必要である。

項目	監査結果（指摘事項）およびその後の措置状況
	<p style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">学校徴収金の把握に向けて、各県立学校における学校徴収金関係事務の自主点検を定例化し、その結果を教育委員会事務局に報告するようガイドラインを改正した。また、各校の点検結果を学校現場にフィードバックすることにより、牽制効果を働かせ、より一層の事務の適正化を図ることとした。</p> <p>○学校個別</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 預金通帳の作成漏れ（指摘事項）：4校 ⇒学校徴収金については会計別に預金通帳を作成することにより、徴収した現金を適切に管理することが必要である。 ➤ 預金口座の解約（指摘事項）：1校 ⇒学校徴収金会計について、利用しなくなった預金通帳は利用しなくなった時点で解約することが必要である。 ➤ 決算書の繰越残高と預金通帳残高の不一致（指摘事項）：3校 ⇒学校徴収金会計において、収入・支出の際に預金口座からの引き出しや預け入れといった行為を徹底することで学校徴収金を適切に管理することが必要である。 ➤ 決算書の審査（指摘事項）：5校 ⇒学校徴収金について会計別に決算書を作成し、当該決算書を学校内の適切な統制により内容を確認することが必要である。 ➤ 会計監査（指摘事項）：5校 ⇒学校徴収金会計について、会計別に決算書を作成し、学校内の審査・承認を終えた際に、会計監査の担当者の会計監査を受けることが必要である。 ➤ 規程類に基づかない運用（指摘事項）：5校 ⇒学校徴収金会計の運用に際して、規程類に基づいた対応を図るとともに、作成する資料についても規程類の様式に基づくことが必要である。 ➤ ロッカー会計（指摘事項）：1校 ⇒ロッカーの使用料について、学校徴収金を徴収する目的等を明確にし、必要がない等の結論が出た場合は徴収を止めることが必要である。 ➤ 会計監査の実施主体（指摘事項）：1校 ⇒会計監査について適切な実施主体を選定するとともに、会計監査を適切に受けることが必要である。 <p style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">「学校徴収金取扱要領」や「学校徴収金の取扱いに関するガイドライン」について、必要な改正を行ったうえで、該当校において、現金を適切に管理するための預金通帳を作成するなど、事務の適正化を図った。</p>
物品管理	<p>○学校個別</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 所在不明の物品（指摘事項）：4校 ⇒物品の実在性について再度調査し、再調査においても所在が不明となっている物品について、経緯等も含め顛末を教育委員会事務局に報告したうえで、処分手続を進めることが必要である。

項目	監査結果（指摘事項）およびその後の措置状況
	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 使用見込みのない物品の取扱い（指摘事項）：4校 ⇒有効活用を検討した結果、使用見込みがない物品について、滋賀県財務規則に基づき不用の意思決定を行うとともに、処分手続を進める必要がある。 ➤ 備品標示票の貼付（指摘事項）：1校 ⇒滋賀県財務規則に基づき適切に備品標示票を貼付するとともに、備品標示票が剥がれて記載内容が読めないような場合は適宜貼りかえることが必要である。 ➤ 物品管理システムの登録内容（指摘事項）：1校 ⇒物品管理システムの登録の際に、物品の適切な情報を入力することが必要である。 <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>滋賀県財務規則に基づき、該当校において、物品の実在性を再調査のうえ、処分手続きを完了するなど、事務の適正化を図った。</p> </div>
<p>時間外労働 申告書の入力</p>	<p>○全般</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 適切な時間外労働申告書の入力（指摘事項）（資料 3-2 の 32 頁） ・時間外労働申告書へ正確な時間が入力されていない、主な業務内容が入力されていない、管理職が時間外労働申告書の正確性を検証していないなどが見受けられた。 ⇒教員への正確な入力を徹底指導するとともに、入力が不適切な教員に対しては管理職が適宜適切に指導する必要がある。 <p>○学校個別</p> <ul style="list-style-type: none"> ➤ 不正確な申告（指摘事項）：6校 ⇒校長および教育委員会事務局が現状の時間外労働時間の情報を正しく把握するためにも、各人が適切に入力する必要がある。 ➤ 主な業務内容の入力（指摘事項）：5校 ⇒業務内容によって、時間外在校等時間を削減する効果的な施策は当然異なると考えられるため、内訳に関する情報も適切に入力することが必要である。 ➤ 校務用端末のシャットダウン等（指摘事項）：4校 ⇒県による校務用端末の使用時間による時間外在校等時間の把握が正確に行えなくなる他、個人情報保護の観点からも業務終了後は速やかに校務用端末のシャットダウン等を行うことが必要である。 ➤ 「時間外労働申告書」と校務用端末使用時間の集計時間の照合（指摘事項）：5校 ⇒実態と乖離した時間数で申告されている可能性もあるため、時間外労働申告書の妥当性検討のためにも、適切に照合することが求められる。

項目	監査結果（指摘事項）およびその後の措置状況
	<p> 在校等時間の把握については、令和4年4月から統合型校務支援システムを導入し、従来の校務用端末使用時間と各人から提出された時間外労働申告書の入力時間を照合する手法から、ICカード（タイムカード）を用いた手法に改めた。また、システム導入に際しては、主な業務内容の入力を必須とする仕様としている。 </p> <p> 在校等時間の把握は、法令上の義務であるだけでなく、業務量の管理や働き方改革の基礎となることから、管理職にあつては、所属教職員に対し、正確な入力を指導するとともに、在校等時間を適切に管理するよう、改めて周知徹底した。 </p> <p> 今後とも、運用状況を注視しながら、入力の負担軽減と正確性向上のために、随時、システムの改善も図っていく。 </p> <p> なお、個人情報保護の観点からも、校務用端末を適切にシャットダウン等するよう、各学校において指導を行った。 </p>

令和3年度 滋賀県包括外部監査報告書 指摘・意見一覧表

分野	頁 No.	通し No.	節内 No.	対象所属等		項目		結果		
				対象所属等①	対象所属等②	大項目	小項目	指摘	意見	
教育委員会事務局	82	1	(1) 1)	教育総務課		滋賀の教育大綱(第3期滋賀県教育振興基本計画)	全国学力・学習状況調査の数値目標(意見)		◎	
	85	2	(1) 2)	教育総務課		滋賀の教育大綱(第3期滋賀県教育振興基本計画)	目標と実績が乖離した理由の記載(意見)		◎	
	86	3	(1) 3)	教育総務課		滋賀の教育大綱(第3期滋賀県教育振興基本計画)	調査未実施の理由(意見)		◎	
	87	4	(1) 4)	教育総務課		滋賀の教育大綱(第3期滋賀県教育振興基本計画)	特別支援学校に関する数値目標の分解(意見)		◎	
	88	5	(1) 5)	教育総務課		滋賀の教育大綱(第3期滋賀県教育振興基本計画)	数値目標に対する実績の集計範囲(意見)		◎	
	91	6	(2) 1)	教育総務課		情報教育推進事業	調達方法の検討(意見)		◎	
	92	7	(2) 2)	教育総務課		情報教育推進事業	ICT施策を組織的、計画的に進める必要性(指摘事項)	◎		
	94	8	(2) 3)	教育総務課		情報教育推進事業	ICT機器の欄卸記録(意見)		◎	
	94	9	(2) 4)	教育総務課		情報教育推進事業	ICT機器の管理方法(意見)		◎	
	98	10	(3) 1)	教育総務課		高等学校奨学金貸付事業	滞納債権の回収について(指摘事項)	◎		
	99	11	(3) 2)	教育総務課		高等学校奨学金貸付事業	債権放棄の検討について(意見)		◎	
	100	12	(3) 3)	教育総務課		高等学校奨学金貸付事業	奨学金収納率向上のための債権回収方法の多様化(意見)		◎	
	101	13	(3) 4)	教育総務課		高等学校奨学金貸付事業	連帯保証人の制限(意見)		◎	
	102	14	(3) 5)	教育総務課		高等学校奨学金貸付事業	奨学金予算の算定方法(意見)		◎	
	104	15	(1) 1)	教職員課		早期退職募集制度	早期退職募集制度のあり方(指摘事項)	◎		
	110	16	(2) 1)	教職員課		働き方改革	時間外労働申告書の記載様式(意見)		◎	
	111	17	(2) 2)	教職員課		働き方改革	校務用端末使用時間の調査の必要性(意見)		◎	
	111	18	(2) 3)	教職員課		働き方改革	働き方改革に対する意識(意見)		◎	
	114	19	(3) 1)	教職員課		給与支給事務	適正な事務執行への取組(意見)		◎	
	117	20	(3) 2)	教職員課		給与支給事務	給与支給事務調査代替チェックシートの記載内容(意見)		◎	
	120	21	(4) 1)	教職員課		人事評価制度	人事評価における評価区分(意見)		◎	
	122	22	(4) 2)	教職員課		人事評価制度	評価対象の区分(意見)		◎	
	123	23	(5) 1)	教職員課		教職員健康診断等業務委託	競争性の確保(指摘事項)	◎		
	124	24	(5) 2)	教職員課		教職員健康診断等業務委託	予定価格の決定方法について(指摘事項)	◎		
	125	25	(5) 3)	教職員課		教職員健康診断等業務委託	保健体育課との共同による事業実施(意見)		◎	
	127	26	(1) 1)	高校教育課		学校評価事業	学校評価の方法(意見)		◎	
	128	27	(1) 1)	幼小中教育課		うみのこ事業	うみのこの長期的な観点に立った維持管理(意見)		◎	
	130	28	(1) 2)	幼小中教育課		うみのこ事業	再委託の場合の誓約書(意見)		◎	
	132	29	(1) 1)	特別支援教育課		施設整備事業	調達方法の検討(意見)		◎	
	134	30	(2) 1)	特別支援教育課		特別支援学校教育振興事業	入札業者の固定化(意見)		◎	
	136	31	(1) 1)	保健体育課		学校体育指導事業	部活動指導員の設定の検証(意見)		◎	
	139	32	(1) 1)	保健体育課		県立学校児童生徒定期健康診断委託事業	予定価格の決定方法(指摘事項)	◎		
	140	33	(2) 2)	保健体育課		県立学校児童生徒定期健康診断委託事業	地域ブロック間での予定価格の相違(指摘事項)	◎		
	140	34	(2) 3)	保健体育課		県立学校児童生徒定期健康診断委託事業	教職員課との共同による事業実施(意見)		◎	
	142	35	(1) 1)	高校教育課	総合教育センター	総合教育センターの運営に関する全般事項	目標となる指標の選定(意見)		◎	
	144	36	(1) 2)	高校教育課	総合教育センター	総合教育センターの運営に関する全般事項	希望研修の受講者数(意見)		◎	
	146	37	(2) 1)	高校教育課	総合教育センター	運営事業	入札業者の固定化(意見)		◎	
	県立学校住査	149	38	(1) 1)	教育総務課		学校徴収金会計	規程類の周知徹底(指摘事項)	◎	
		150	39	(1) 2) ア)	教育総務課		学校徴収金会計	事務の正確性・効率性のための規程類の整備 → 正確性の検討(指摘事項)	◎	
		151	40	(1) 2) イ)	教育総務課		学校徴収金会計	事務の正確性・効率性のための規程類の整備 → 効率性の検討(意見)		◎
		153	41	(1) 2) ウ)	教育総務課		学校徴収金会計	事務の正確性・効率性のための規程類の整備 → 規程間の整合性の確保(意見)		◎
		158	42	(1) 3)	教育総務課		学校徴収金会計	教育委員会事務局による学校徴収金会計の積極的な把握(指摘事項)	◎	
		160	43	(1) 4)	教育総務課		学校徴収金会計	公費と学校徴収金の負担区分の明確化(意見)		◎
		162	44	(1) 5)	教育総務課		学校徴収金会計	学校徴収金の金額水準の見直し(意見)		◎
		165	45	(2) 1)	教育総務課		物品管理	所在不明の物品(意見)		◎
		167	46	(2) 2)	教育総務課		物品管理	使用見込みのない物品の取扱い(意見)		◎
168		47	(2) 3)	教育総務課		物品管理	教育委員会事務局による適切な管理方法に対する指導(意見)		◎	
171		48	(3) 1)	教職員課		時間外労働申告書の入力	適切な時間外労働申告書の入力(指摘事項)	◎		
174		49	(1) 1)	教育総務課	守山中学校・高校	学校徴収金会計	預金通帳の作成漏れ(指摘事項)	◎		
175		50	(1) 2)	教育総務課	守山中学校・高校	学校徴収金会計	預金口座の解約(指摘事項)	◎		
175		51	(1) 3)	教育総務課	守山中学校・高校	学校徴収金会計	決算書の繰越残高と預金通帳残高の不一致(指摘事項)	◎		
176		52	(1) 4)	教育総務課	守山中学校・高校	学校徴収金会計	決算書の審査(指摘事項)	◎		
176		53	(1) 5)	教育総務課	守山中学校・高校	学校徴収金会計	会計監査(指摘事項)	◎		
177		54	(1) 6)	教育総務課	守山中学校・高校	学校徴収金会計	規程類に基づかない運用(指摘事項)	◎		
177		55	(1) 7)	教育総務課	守山中学校・高校	学校徴収金会計	公費と学校徴収金の負担区分の明確化(意見)		◎	
178		56	(1) 8)	教育総務課	守山中学校・高校	学校徴収金会計	徴収金以上の支出(意見)		◎	
180		57	(2) 1)	教育総務課	守山中学校・高校	物品管理	使用見込みのない物品の取扱い(指摘事項)		◎	
181	58	(3) 1)	教職員課	守山中学校・高校	時間外労働申告書の入力	不正確な申告(指摘事項)	◎			
182	59	(3) 2)	教職員課	守山中学校・高校	時間外労働申告書の入力	主な業務内容の入力(指摘事項)	◎			
182	60	(3) 3)	教職員課	守山中学校・高校	時間外労働申告書の入力	校務用端末のシャットダウン等(指摘事項)	◎			
182	61	(3) 4)	教職員課	守山中学校・高校	時間外労働申告書の入力	「時間外労働申告書」と校務用端末使用時間の集計時間の照合(指摘事項)	◎			

分野	頁 No.	通し No.	節内 No.	対象所属等		項目		結果		
				対象所属等①	対象所属等②	大項目	小項目	指摘	意見	
県立 学校 往査	186	62	(1)	1)	教育総務課	彦根翔西館高校	学校徴収金会計	預金通帳の作成漏れ(指摘事項)	◎	
	187	63	(1)	2)	教育総務課	彦根翔西館高校	学校徴収金会計	決算書の繰越残高と預金通帳残高の不一致(指摘事項)	◎	
	187	64	(1)	3)	教育総務課	彦根翔西館高校	学校徴収金会計	決算書の審査(指摘事項)	◎	
	188	65	(1)	4)	教育総務課	彦根翔西館高校	学校徴収金会計	会計監査(指摘事項)	◎	
	188	66	(1)	5)	教育総務課	彦根翔西館高校	学校徴収金会計	規程類に基づかない運用(指摘事項)	◎	
	189	67	(1)	6)	教育総務課	彦根翔西館高校	学校徴収金会計	学校徴収金のマイナス残高(意見)		◎
	189	68	(1)	7)	教育総務課	彦根翔西館高校	学校徴収金会計	学校徴収金の教員負担(意見)		◎
	190	69	(1)	8)	教育総務課	彦根翔西館高校	学校徴収金会計	公費と学校徴収金の負担区分の明確化(意見)		◎
	191	70	(1)	9)	教育総務課	彦根翔西館高校	学校徴収金会計	ロッカー会計(指摘事項)	◎	
	192	71	(1)	10)	教育総務課	彦根翔西館高校	学校徴収金会計	学校徴収金の金額水準の見直し(意見)		◎
	192	72	(1)	11)	教育総務課	彦根翔西館高校	学校徴収金会計	同窓会会計の取扱い(意見)		◎
	194	73	(2)	1)	教育総務課	彦根翔西館高校	物品管理	使用見込みのない物品の取扱い(指摘事項)	◎	
	195	74	(2)	2)	教育総務課	彦根翔西館高校	物品管理	物品管理システムの一式登録(意見)		◎
	196	75	(3)	1)	教職員課	彦根翔西館高校	時間外労働申告書の入力	不正確な申告(指摘事項)	◎	
	197	76	(3)	2)	教職員課	彦根翔西館高校	時間外労働申告書の入力	主な業務内容の入力(指摘事項)	◎	
	197	77	(3)	3)	教職員課	彦根翔西館高校	時間外労働申告書の入力	校務用端末のシャットダウン等(指摘事項)	◎	
	197	78	(3)	4)	教職員課	彦根翔西館高校	時間外労働申告書の入力	「時間外労働申告書」と校務用端末使用時間の集計時間の照合(指摘事項)	◎	
	200	79	(1)	1)	教育総務課	瀬田工業高校	学校徴収金会計	預金通帳の作成漏れ(指摘事項)	◎	
	200	80	(1)	2)	教育総務課	瀬田工業高校	学校徴収金会計	決算書の審査(指摘事項)	◎	
	201	81	(1)	3)	教育総務課	瀬田工業高校	学校徴収金会計	会計監査(指摘事項)	◎	
	201	82	(1)	4)	教育総務課	瀬田工業高校	学校徴収金会計	規程類に基づかない運用(指摘事項)	◎	
	202	83	(1)	5)	教育総務課	瀬田工業高校	学校徴収金会計	公費と学校徴収金の負担区分の明確化(意見)		◎
	203	84	(1)	6)	教育総務課	瀬田工業高校	学校徴収金会計	学校徴収金のマイナス残高(意見)		◎
	203	85	(1)	7)	教育総務課	瀬田工業高校	学校徴収金会計	同窓会会計の取扱い(意見)		◎
	205	86	(2)	1)	教育総務課	瀬田工業高校	物品管理	所在不明の物品(指摘事項)	◎	
	206	87	(2)	2)	教育総務課	瀬田工業高校	物品管理	使用見込みのない物品の取扱い(指摘事項)	◎	
	208	88	(2)	3)	教育総務課	瀬田工業高校	物品管理	備品標示票の貼付(指摘事項)	◎	
	210	89	(3)	1)	教職員課	瀬田工業高校	時間外労働申告書の入力	不正確な申告(指摘事項)	◎	
	211	90	(3)	2)	教職員課	瀬田工業高校	時間外労働申告書の入力	主な業務内容の入力(指摘事項)	◎	
	211	91	(3)	3)	教職員課	瀬田工業高校	時間外労働申告書の入力	校務用端末のシャットダウン等(指摘事項)	◎	
	211	92	(3)	4)	教職員課	瀬田工業高校	時間外労働申告書の入力	「時間外労働申告書」と校務用端末使用時間の集計時間の照合(指摘事項)	◎	
	214	93	(1)	1)	教育総務課	草津東高校	学校徴収金会計	預金通帳の作成漏れ(指摘事項)	◎	
	215	94	(1)	2)	教育総務課	草津東高校	学校徴収金会計	決算書の繰越残高と預金通帳残高の不一致(指摘事項)	◎	
	215	95	(1)	3)	教育総務課	草津東高校	学校徴収金会計	決算書の審査(指摘事項)	◎	
	216	96	(1)	4)	教育総務課	草津東高校	学校徴収金会計	会計監査(指摘事項)	◎	
	216	97	(1)	5)	教育総務課	草津東高校	学校徴収金会計	規程類に基づかない運用(指摘事項)	◎	
	217	98	(1)	6)	教育総務課	草津東高校	学校徴収金会計	学校徴収金のマイナス残高(意見)		◎
	217	99	(1)	7)	教育総務課	草津東高校	学校徴収金会計	公費と学校徴収金の負担区分の明確化(意見)		◎
	218	100	(1)	8)	教育総務課	草津東高校	学校徴収金会計	同窓会会計の取扱い(意見)		◎
	219	101	(2)	1)	教育総務課	草津東高校	物品管理	所在不明の物品(指摘事項)	◎	
	220	102	(3)	1)	教職員課	草津東高校	時間外労働申告書の入力	不正確な申告(指摘事項)	◎	
	221	103	(3)	2)	教職員課	草津東高校	時間外労働申告書の入力	主な業務内容の入力(指摘事項)	◎	
	221	104	(3)	3)	教職員課	草津東高校	時間外労働申告書の入力	校務用端末のシャットダウン等(意見)		◎
	221	105	(3)	4)	教職員課	草津東高校	時間外労働申告書の入力	「時間外労働申告書」と校務用端末使用時間の集計時間の照合(指摘事項)	◎	
	224	106	(1)	1)	教育総務課	安曇川高校	学校徴収金会計	決算書の審査(指摘事項)	◎	
	224	107	(1)	2)	教育総務課	安曇川高校	学校徴収金会計	会計監査(指摘事項)	◎	
225	108	(1)	3)	教育総務課	安曇川高校	学校徴収金会計	規程類に基づかない運用(指摘事項)	◎		
225	109	(1)	4)	教育総務課	安曇川高校	学校徴収金会計	公費と学校徴収金の負担区分の明確化(意見)		◎	
227	110	(1)	5)	教育総務課	安曇川高校	学校徴収金会計	会計監査の実施時期(意見)		◎	
227	111	(1)	6)	教育総務課	安曇川高校	学校徴収金会計	滞納管理(意見)		◎	
228	112	(1)	7)	教育総務課	安曇川高校	学校徴収金会計	徴収金以上の支出(意見)		◎	
228	113	(1)	8)	教育総務課	安曇川高校	学校徴収金会計	同窓会(訪藤会)会計の取扱い(意見)		◎	
230	114	(2)	1)	教育総務課	安曇川高校	物品管理	所在不明の物品(指摘事項)	◎		
231	115	(2)	2)	教育総務課	安曇川高校	物品管理	使用見込みのない物品の取扱い(指摘事項)	◎		
234	116	(2)	3)	教育総務課	安曇川高校	物品管理	物品管理システムの一式登録(意見)		◎	
235	117	(3)	1)	教職員課	安曇川高校	時間外労働申告書の入力	不正確な申告(指摘事項)	◎		
236	118	(3)	2)	教職員課	安曇川高校	時間外労働申告書の入力	主な業務内容の入力(指摘事項)	◎		
236	119	(3)	3)	教職員課	安曇川高校	時間外労働申告書の入力	校務用端末のシャットダウン等(指摘事項)	◎		
236	120	(3)	4)	教職員課	安曇川高校	時間外労働申告書の入力	「時間外労働申告書」と校務用端末使用時間の集計時間の照合(意見)		◎	
239	121	(1)	1)	教育総務課	野洲養護学校	学校徴収金会計	会計監査の実施主体(指摘事項)	◎		
240	122	(1)	2)	教育総務課	野洲養護学校	学校徴収金会計	公費と学校徴収金の負担区分の明確化(意見)		◎	
242	123	(2)	1)	教育総務課	野洲養護学校	物品管理	所在不明の物品(指摘事項)	◎		
242	124	(2)	2)	教育総務課	野洲養護学校	物品管理	物品管理システムの登録内容(指摘事項)	◎		
243	125	(2)	3)	教育総務課	野洲養護学校	物品管理	ICT機器の管理(意見)		◎	
245	126	(3)	1)	教職員課	野洲養護学校	時間外労働申告書の入力	不正確な申告(指摘事項)	◎		
245	127	(3)	2)	教職員課	野洲養護学校	時間外労働申告書の入力	「時間外労働申告書」と校務用端末使用時間の集計時間の照合(指摘事項)	◎		
246	128	(4)	1)	教職員課	野洲養護学校	寄宿舎	寄宿舎指導員数(意見)		◎	